

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 209 回

サブプライム危機の真の問題点は「影の銀行システム」の崩壊にあります。

この規模は約 10 兆ドル (1,000 兆円) です。日本の国家の負債が約 800 兆円ですから、その規模の大きさが推察できます。そして、この崩壊の影響がアメリカ、ヨーロッパの経済を冷やし、デフレ経済へと導きます。まさに死のスパイラルですね。

そして、この悪影響は輸出減少を通して、日本経済へも恐ろしい影響をし始めています。今、アメリカが GM の救済を含めて真剣に、そして早期に信用収縮に対処しなければ、いよいよ未曾有の大不景気に突入します。

こういった悪影響はまさに、我々中小企業にもじわり、じわりと押し寄せ、がんじがらめされつつあります。

こうした不況は少なくとも平成 21 年の秋ぐらいまでは続くでしょう。

したがって今こそ、用心、備えをしておかなければ、我々中小企業は生き残ることができません。

対 処

1. とにかく借りられるだけ借りましょう
2. 不用な物、在庫等は始末しましょう、少しでもお金にしておきましょう
3. 債権回収は迅速に、とにかく少しでも回収しましょう
4. 今こそ教育、勉強する気、工夫する気のない従業員はお引取り願ひましょう
5. でもこれからがいい人材を集めるチャンスでもあります、資金力があればいい人材を集めましょう
6. 不動産購入はしばらく待ちましょう、やはり投資も様子見ですね
 (ただ、こういった状況下こそ、我々中小企業が飛躍するチャンスでもあります
 → 元気を、明るさを忘れずにがんばって下さい)

前田の《今人生を語る》第 115 回

めざめよ日本人³⁷

これから生き残るための心構えは

1. 信念を持つ
2. 自信を持つ
3. 希望を持つ
4. うそをつかない、不正をしない
5. 感謝をする

ですね、毎日寝る前に反省しましょう。

欠損金の繰戻し還付

喜田 洋通

欠損金の繰戻し還付の制度は、現在のところ原則として停止されていますが、政府・与党がこのほど打ち出した生活対策において、中小企業に限り、停止中の欠損金の繰戻し還付の制度を復活させる措置が盛り込まれました。ただし、具体的な施行時期などの制度の内容については、現在議論の最中です。なお中小企業とは、資本金等が 1 億円以下の法人(人格のない社団等を含む。)で、同一の大規模法人(資本金等が 1 億円超等)に発行済株式総数等の 50%以上を所有されている又は複数の大規模法人に発行済株式総数等の 3 分の 2 以上を所有されている法人等に該当しない法人等をいいます。

1. 欠損金の繰戻し還付

まず、欠損金の繰戻し還付とは、青色申告法人が確定申告書を提出する事業年度に、前事業年度「黒字」で法人税を納めている法人が、今事業年度「赤字」になり欠損金が生じた場合、この欠損金を使って、前期納付した法人税のうち、納めすぎた部分に関して還付請求できるというものであります。

2. 還付請求ができる金額

前期の法人税額×前期の欠損金額／前期の所得金額

例えば、前期の法人税額が 110 万円、当期の欠損金額 500 万円、前期の所得金額が 500 万円である場合、110 万円が還付請求できる金額となります。

3. 適用要件

- ① 還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度まで連続して「青色申告書である確定申告書」を提出していること。
- ② 欠損事業年度の確定申告書を青色申告書により提出期限内に提出していること。
- ③ 同時に「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を提出していること。

4. 特例

なお、現行制度でも例外として、解散(適格合併及び合併類似適格分割型分割後の解散を除く)や事業を全部譲渡した場合には欠損金の繰戻し還付を請求できます。ただし、欠損の生じた事業年度の確定申告期限までに、還付請求書を提出するなどの手続きが必要です。

*なお、まだ最終決定ではございませんので、ご注意ください。